

湾外避難等の実効性確保に係る法的措置のあり方

【課題】

湾外避難等について、多岐にわたる関係者と避難時期、避難方法等について調整を図り、連携・協力する必要がある

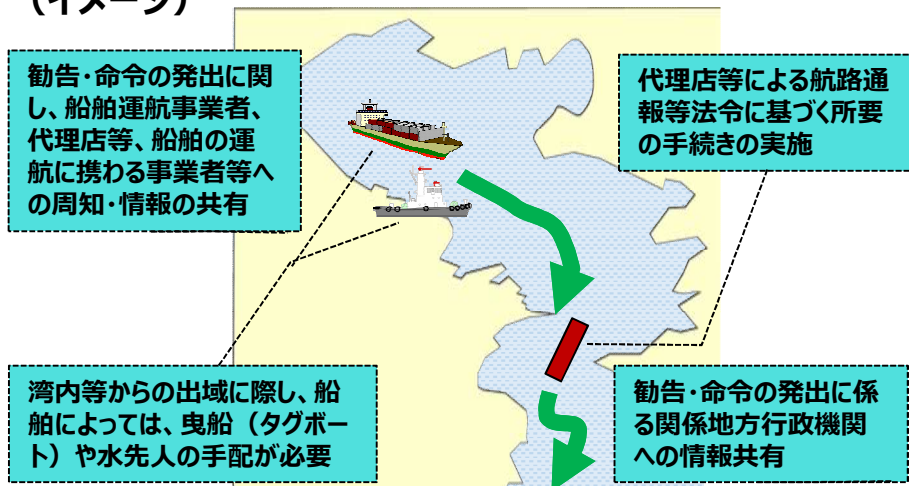
湾内等の一定の海域ごとに、湾外避難等の円滑な実施等に関し、必要な協議を行うため、行政機関や海事関係者等を構成員とする
➡ 「協議会」を設置してはどうか

協議会の設置意義

- 湾外避難等の実施にあたっては、対象船舶だけではなく様々な関係者との連携・協力が必要である
- これらの者を協議会の構成員とし、協議結果の尊重義務を課すことで、湾外避難等の実施体制を整える必要がある

《船舶が湾外避難等を行う場合に必要となる調整等》

(イメージ)



協議会のイメージ

(1) 構成員 (想定)

- 海上保安庁
(管区海上保安本部、海上保安部署)
- 関係行政機関
- 船舶運航関係者・団体
- 港湾関係者・団体
- その他



(2) 協議事項 (想定)

- 台風等により予想される海域への影響
- 安全な避難時期及び避難方法
- 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- 異常気象等に関する情報の共有
- 勧告発令等に係る連絡・周知体制の構築
- その他必要な事項

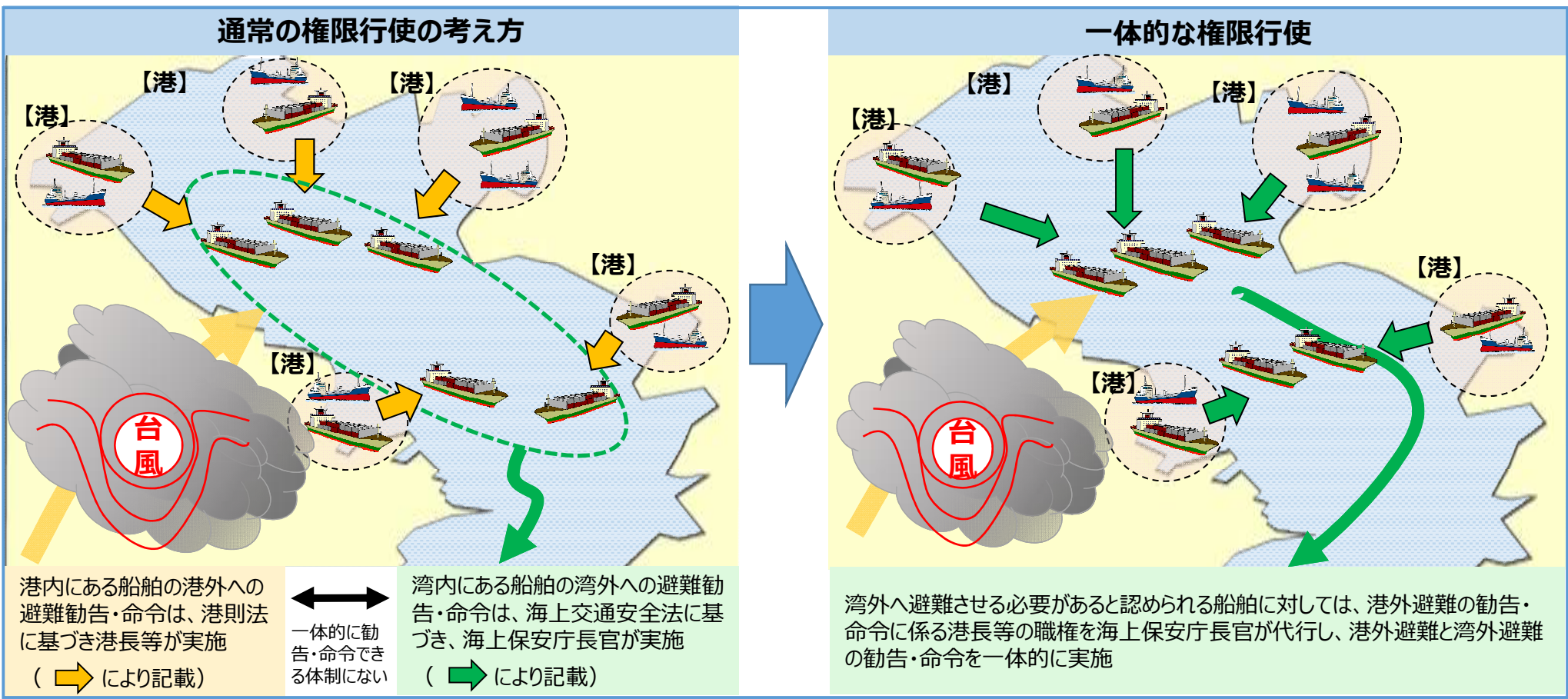
湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施するための海上保安庁長官による港長権限の代行制度の創設

【課題】

湾内を含む湾内全域からの船舶の避難を一体的に実施できる体制が必要である

湾外避難の対象船舶に対し、海上保安庁長官が港長等に代わって、湾外への避難を勧告・命令することができることとするため、
➡ 「海上保安庁長官による港長権限の代行」制度を創設してはどうか

【制度のイメージ】



重要施設の安全対策強化のためのバーチャルAIS航路標識の緊急設置制度等の創設

背景及び現状

- 関西国際空港連絡橋の走錨船舶事故を受けた有識者検討会報告書（令和元年12月）において「施設管理者によるAIS信号所の設置を検討すべき」と整理された



台風時の走錨により関空連絡橋に衝突したタンカー



走錨船舶衝突により損傷した南本牧はま道路

バーチャルAIS航路標識の一時設置に係る手続緩和

【課題】 現行制度では、異常気象時等に一時的にバーチャルAIS航路標識を設置する場合、航路標識法に基づく変更許可が必要となり、手続上、迅速な対応ができない状況となっている

湾外避難の勧告等が行われた場合、リアルAIS航路標識※1を設置している施設管理者が、一時的にバーチャルAIS航路標識※2を設置するときは、**届出に緩和**してはどうか

- ※1 リアルAIS航路標識：
電波標識の一つであるAIS信号所を実在する航路標識に設置し、AISの電波を利用して当該標識の位置をAIS画面上に表示するもの
- ※2 バーチャルAIS航路標識：
電波標識の一つであるAIS信号所から、AISの電波を利用してAIS画面上の別の位置に航路標識のシンボルマークを表示するもの



リアルAIS航路標識の電波を送信



届出

バーチャルAIS航路標識の電波も追加で送信



AIS信号所（イメージ）

バーチャルAIS航路標識の海上保安庁による一時設置代行制度

【課題】 AIS信号所の設置について、初期費用が高額であることから、施設管理者から対応できないという意見がある

湾外避難の勧告等が行われた場合、**施設管理者からの委託により、海上保安庁がバーチャルAIS航路標識を設置**できるようにしてはどうか

【代行業務の流れ】



海上空港等の重要施設



【施設管理者】

バーチャルAIS航路標識設置に係る代行業務の委託



【海上保安庁】
(管区海上保安本部)

【湾外避難勧告等発令】

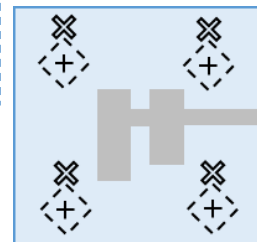
バーチャルAIS航路標識の設置



【AIS信号所】
(海上保安庁が運用)



電波を送信



施設を防御するためのバーチャルAIS航路標識の設置イメージ

AIS信号所を設置している者

AIS信号所を設置していない者